平成25年瑞穂町教育委員会第11回定例会 会議録

平成25年11月28日瑞穂町教育委員会第11回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

- 1 出席委員は、次のとおりである。
 - 1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 清水 浩昭 君 ・ 3番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 岩本 隆 君 5番 森田 義男 君
- 1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

- 1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。
 - 教育長(再掲) 岩本隆 君 · 教育部長 坂内 幸男 君 · 教育課長 吉野 久 君 · 指導課長 加藤 進 君 社会教育課長 桶田 潔 君 · 図書館長 宮坂 勝利 君 · 指導課統括指導主事 神谷 出 君 庶務係長(事務局) 大沢 達哉 君
- 1 本日の傍聴者 なし
- 1 本日の議事日程は、次のとおりである。
 - 日程第1 会議録署名委員の指名
 - 日程第2 委員長・教育長 業務報告
 - 日程第3 議案第22号 議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例)

日程第4 議案第23号 平成25年度一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について

日程第5 協議事項1 平成26年度一般会計教育費予算の編成について

開会 午前10時00分

森田委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成25年瑞穂町教育委員会第11回定例会を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年瑞穂町教育委員会第11回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1,会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番、戸田委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2,委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

清水委員 教育長業務報告の中の10月23日の西多摩校長会教育懇談会というものがありますが、差し支えがなければどのような話題があったのでしょうか。

岩本教育長 例年やっているものなのですが、西多摩の中学校の校長会ということでやっています。羽村市で行いました。 中学校の校長先生と西多摩の教育長が会って話すことがあまりなく、せっかくの機会ということでやっています。 市や町の現状を話して後は懇親ということになります。 森田委員長 ほかにご質問もないようです,以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3,議案第22号,議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例),提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第22号,議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂町郷土資料館の設置 及び管理に関する条例)の提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

図書館長 説明いたします。先人から受け継いできた貴重な収蔵品等を後世に伝えるとともに、郷土を愛する心を育み、 さらに水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の拠点としての施設となるよう、条例を制定するものです。

第1条では、設置について定めるものです。第2条は、資料の収集及び保管に関する事業などを定めるものです。

次ページをご覧ください。第3条では、指定管理者による管理を、第4条では、指定管理者が行う業務について定めるものです。第5条は、開館時間について定めるもので、ただし書きで、町長の承認を得て、これを変更できるとするものです。第6条は、休館日について定めるものです。なお、町長の承認を得て、これを変更できるとするものです。第7条では、体験学習室・会議室など施設等の利用について定めるものです。第8条では、利用の許可について、第9条では、特別の設備等について定めるものです。第10条では、利用期間について、第11条では利用の制限について定めるものです。第12条では、利用料金について定めるものです。

次ページをご覧ください。第13条では、入館料について定めるもので、無料とします。第14条では、観覧料について、企画展開催時に、当該展示を観覧する者から観覧料を徴収することができるよう定めるものです。

第15条では、利用料金等の減免について、第16条では利用料金等の返還について定めるものです。第17条では、目的外利用の禁止について、第18条では、権利の譲渡等の禁止について、第19条では、利用の許可の取消し等について定めるものです。第20条では、原状回復の義務について、第21条では損害賠償の義務について定めるものです。第22条では、委任について定めるものです。

最後に附則ですが、第1項では、条例の施行期日を定め、第2項では、現在の瑞穂町郷土資料館条例の廃止を 定めるものです。第3項及び第4項では、準備行為について定め、第5項については、経過措置について定める ものです。

次ページをご覧ください。別表第1は、利用料金を、別表第2は観覧料を定めるものです。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か後質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 第15条で、規則で定める特別の理由があると認めるときは、町長の承認を得て、利用料金及び観覧料の全部 又は一部を免除することができる、とあるのですが、特別の理由とは例えばどのような場合か説明をお願いしま す。

図書館長 お答えします。指定管理業務をこの施設は導入するわけでございますが、指定管理の方々にも収入という部分がありまして、そのへんがうまみという部分にもなってくると思うわけですが、この事業については町にとってとても重要な事業であり、収入を得るというよりも、事業をどんどんPRしてこの町を知らしめるということができるという理由であれば、そのときは免除ができるとしています。利害関係が一致というわけではないですが、町として有効な手段ということになれば、その場合は免除して、どんどん町をPRしていただき、そのような事業を取り入れていくということで免除ということを含めさせていただきました。

森田委員長 ほかにないようですので、私から何点か確認を含めてお尋ねします。まず第6条の休館日ですけれども、第6

条の第1項に書かれている日以外は全部開館という解釈でよろしいのでしょうか。それから第7条第1項の第3号に前2号に掲げるもののほか、指定管理者が適当と認めるとき、とありますが、適当と認めるときの想定はあるのでしょうか、どういうものを想定しているのでしょうか。それからもう1点は、第12条の第4項に第7条第2項に規定する利用時間を超えて利用する場合の利用料金は、1時間当たり5、000円を上限として、と記載してありますが、第7条第2項に午前9時から午後9時30分までと利用の制限があります。これとの整合性はどうなのでしょうか。どのような場合を想定されているのでしょうか。

図書館長

1点目でございますが、休館日の関係でございますが、隣接する耕心館との連携を重視しておりまして、耕心館は月1回第3週の月曜日を休館日としています。そのほかの部分においては、町長が認めるとき、となっていまして、資料館も隣接する耕心館と連携した運営と以前からご説明していますように、同じ形にしようと考えまして、ただ、想定している中では、隣接している耕心館に合わせまして、月1回第3週の月曜日をと考えているところでございます。そのほか認めるところとしまして、煙霧消毒等の人が入ってはいけない消毒の期間で連続して休むことも考えられますし、機械上のメンテナンスや展示の入れ替えで臨時に休館したりすることも考えているところでございます。その場合には、事前にPR等しながら周知して、臨時の休館があるということをお知らせしていこうと考えています。基本的には、事務局の考えではとしましては、月1回の休館日が必ずあると考えているところでございます。

2点目の第7条の関係でございますが、指定管理者が適当と認めるときで何か想定されるものがあるかとのことでございますが、戸田委員のご質疑に少しお答えした部分もあるのですが、指定管理者がこの団体の利用について、この施設を利用することが町にとって有効である、効果があるという団体の利用があると想定しています。 例えば、昨年でいいますと、耕心館で行ったことではございますが、横田基地に関する古い飛行機の展示会などがございました。実際、ギャラリーであれば、普通の一般団体という形になってしまうかもしれませんが、町に

とって横田基地というのはかなり深い関係もございますし、これからこの方々と手を組んで事業を行うことで、 町の効果が発揮できるとなれば、そういう方々が認められる有効な団体という形になると考えているところでご ざいます。町にとって有利な団体といいましょうかそういうところを想定しているところでございます。

3点目でございます。1時間当たり5千円が上限の件でございますが、開館時間が設定されておりますが、そのほかに利用団体のほうで、準備等いろいろなものが深夜まで及ぶとかそういう形になったときに、その分だけ職員も残らないといけないとか、そういう形で人件費が発生したり光熱水費が発生したりいろいろなことが想定される場合がございます。そのようになったとき、終わりの時間は決まっておりますが、そこから先延びることが事前にわかっていること等がありましたら、そういうものを想定して、こういうふうにお金を支払うことによって、まだ準備等で深夜まで残ることができるということを想定したものでございます。このへんは指定管理者との話し合いの中でどこまで認めるのかというのは、これからの協議になると考えてございます。以上でございます。。

森田委員長

まず第6条の休館日ですけれども、この条文を読む限り、通年開館のようイメージがあります。月1回は休館日を設けたいという話でしたら、これは条例にきちっと記載すべきでものはないかと思います。定例的に休むということですよね。それが月によっていろいろと日にちが変更していく、あるいは曜日が変更していくということなら、書きようがあると思いますが、休館日という名を掲げるということならば、月1回休むということは条例にうたわないといけないのではないかという気がします。もう1つ第7条の第1項第3号、指定管理者が適当と認めるときとなっているので、先ほどの説明ですと、町が有効と認められるようなそういう団体なり、何かあった場合にはという話でしたので、このまま読むと指定管理者の裁量で決定されていくのかな、とそういう誤解を生みそうな気がします。町長が認めるときというのがほかにはほとんど入っています。このへんの解釈についてご説明をお願いします。

図書館長

まず休館日の関係でございます。月1回休むとご説明させていただきましたが、最初、休館日を設定するに当たりまして、いろいろな議論をいたしました。その中で隣接する耕心館との連携という部分を重視いたしました。耕心館の条例がやはり、同じ書き方になっております。耕心館も年末年始だけの休みとなっているところでございますが、月1回第3月曜日が休みとなっています。それでも耕心館が全ての第3月曜日が休みになっているかと言いますと、そのようにはなっていませんので、企画展等がありましたならば、想定する定期的な休みの日としている日も営業となります。このようなことから必ずいつとは言えない状況でございます。文書法制上もいろいろ協議しましたが、臨機応変にいろいろな活動ができるということで、第6条第2項で町長の承認を得て、別に休館日を定めることができるとしているところでございます。

2点目につきまして、指定管理者が適当と認めるときとの記載があるので、町の権限が及ばないのではないかとのことでございますが、第4条の中で指定管理者の業務ということを明記させていただいております。第5号に町長が必要と認める業務というものも含めているところがございまして、指定管理の運営も入ってくるのですが、当施設は性質上、文化財行政というものも一緒に行う施設となってございまして、行政と指定管理者が並列名と申しましょうか、同時に2つが同居してよりよい効果を生み出そうという形になっておりまして、町も中に入って適当かどうか検討していくということでございます。

森田委員長

わかりました。1つ心配しますのは、これは新しい施設で町民がほとんど注目してるわけですね。実際に条例というのは、誰が見てもわかるような形で作るのがベストだと思うんですよ。役所の思い込みではなくてですね。そういった意味では、わかりやすい条例ということに心がけて欲しいなという思いがありまして、あえて質問をしました。これは要望ですので、これらをオープンにして、規則も作るのでしょうから、その中で町民が見て誰もが解釈できる、いやこういう想定があるんだということじゃなくて、オープンにしていくという意味で、わかりやすいものを作っていただきたいということを要望しまして終わりにしたいと思います。

森田委員長 他にございませんでしょうか。

清水委員 今の委員長の関連質問で、普通、博物館といいますか、月曜日休みということですけれども、ここでは毎週月曜日は休みじゃないと言っています。ということはかなり過重労働になりませんか。

岩本教育長 休館日は、耕心館を最初にやったとき、毎週月曜日を休みにしていました。今回は指定管理ということで、今までは直営だったんですよ。だから休みを設けてやっていいました。だけれども指定管理ならもうちょっと町民の利便性を高めようということで、契約するときに協議をしまして、やはり指定管理にするうえに休みばかりではだめだろうということで、本当は365日毎日やってもらいたいという話をしました。でもどうしても月1回はいろいろな関係で休ませてもらいたいということがありましたので、過重労働は当たり前なんです。民間にやりますから、そのぐらいの労働はしてもらわないといけないんです。ということで町民の利便性を上げるために開けます。耕心館の指定管理とリンクさせますので、やはり耕心館と同じ条例の書き方にして、休みをなるべく少

清水委員
町民の立場ということでは大変ありがたいんですが、わかりました。

なくし、皆さんがなるべく使えるようにするということでお願いしています。

森田委員長 他にございませんでしょうか。

戸田委員

一番後ろの別表の利用料金表のことで検討していただければということが1点あります。時間の区分が9時から12時、1時から5時というふうに午前中、午後、夜間、全日と分かれているんですけれども、例えば午前中、何か会議とかただの話し合いであれば、12時に終わって全て現状維持で、利用時間は備考のところに準備及び現状回復に要するまでの時間を含むと書いてあるので、12時までに全て、午前中借りたとしたら出ないといけないというわけですよね。例えば、自分たちだけの話し合いとかならそれも可能なんですけれども、例えば体験学習教室とか多目的室とかで子ども会が何かイベントをしようとかで10時から12時まで組んでしまうと、どうしても後15分ぐらい片付けて、自分たち全員が出るのにちょっと間に合わなければ、ほとんど午後は使わな

いのに午後も借りないといけないのかなとか、私もコミセンとかを借りたときもいつもよく言うのが、そこが不便だよねというので、延びることもあるから使わないけど一応午後も借りましょうという時もあれば、5分、10分で片付けて出て行くという時もあるので、特別にイベントとかするということであれば、10分単位で料金があれば便利だと思います。要望ということになりますが、こういう点をうまくできればよいと思います。

森田委員長 要望ということですが、何かありますでしょうか。

図書館長 貴重なご意見をありがとうございます。運用ということになりますと、指定管理者のこともございますので、 柔軟に対応できればと思います。住民の方が使いやすい施設としていきたいと思います。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第22号に対する討論を行います。 (「討論なし。」との声)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第22号を原案どおりに決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との声)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。日程第4、議案第23号、平成25年度一般 会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第23号,平成25年度一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について,提 案理由のご説明を申し上げます。

> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成25年度一般会計補正予算(第4号)の原案のうち、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。 詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 ご説明いたします。議案を一枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。まず、歳入のNo.1の二中除湿温

度保持機能復旧工事設計費補助金で、一枚おめくりいただき3ページの歳出No.17の二中除湿温度保持機能復旧工事設計委託料でございますが、第二中学校の除湿温度保持機能復旧工事が防衛省に事業採択されたことにより計上するものです。補助基準では一級で9割の補助となります。歳出で1千662万7千円を計上し、歳入でその9割に当たる1千496万4千円の国庫補助金を見込むものです。

つづきまして、2ページにお戻りいただき、歳出のNo.1の羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金の減額となります。児童・生徒数の確定により負担額が確定したことに伴い減額するものです。No.4の修繕料ですが 162 万 5 千 円増額するもので、来年度入学予定の第二小学校の児童において手すりが必要となるため、校内の階段に手すりを設置するものです。No.5 からNo.9 とNo.1 4 からNo.1 6 ですが、それぞれ契約差金により減額するものです。

以上、説明といたします。

指導課長

つづきまして、指導課所管の主なものにつきましてご説明いたします。歳入はございません。2ページをご覧ください。No.2の英語指導助手派遣委託料ですが、契約差金に伴う減額です。No.3のバス借上料ですが、事業完了に伴う減額です。No.10からNo.13の一小演劇教室等補助金、二小演劇教室等補助金、三小演劇教室等補助金、及び五小演劇教室等補助金ですが、事業完了に伴う減額です。

以上、説明といたします。

社会教育課長 つづきまして、社会教育課所管の主なものにつきましてご説明いたします。まず、歳入ですが、1ページをご覧ください。No.2の国民体育大会施設整備費補助金ですが、135万5千円減額します。国体会場の整備に対する補助金の交付決定に伴う減額です。No.3のスポーツ祭東京2013気運醸成・開催記念事業補助金で310万円を新規計上するもので、スポーツ祭東京のPR事業に対する補助金になります。No.4の国民体育大会競技普及啓発事業費補助金で80万円を新規計上するもので、スポーツ祭東京のデモンストレーション競技に対する補助金になります。No.5の青少年国際派遣事業参加者負担金ですが、5万円減額するもので、派遣者に対する減免措置適

用に伴う減額です。

つづきまして歳出になります。 3ページをご覧ください。No.19からNo.22ですが,青少年国際派遣事業に関する経費で,事業完了に伴う減額です。No.23のこどもシネマDVD・BD借上料ですが事業完了に伴う減額です。No.26からNo.30ですが契約差金に伴う減額です。

つづきまして、4ページをご覧ください。No.3 1 の標石柱設置委託料ですが、1 3 万 2 千円を新規計上するもので、行幸啓記念標石中の設置に伴うものです。No.3 2 のプール運営委託料ですが、6 6 万 7 千円減額し 420 万円とするもので、事業完了に伴う減額です。No.3 3 からNo.3 5 ですが契約差金に伴う減額です。

以上、説明といたします

図書館長 つづきまして、図書館所管の主なものにつきましてご説明いたします。歳入はございません。

歳出になりますが3ページをご覧ください。No.24の電算保守委託料及UNo.25の電算処理機器借上げ料でございますが、9月末にシステムを入れ替え、それぞれ54万9千円、64万4千円減額するもので、契約差金に伴う減額です。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何か後質疑はございませんでしょうか。

清水委員 各小中学校のホームページを見ているのですが、準備中という表記の箇所がありました。以前、パソコンが故 障しているという説明を受けたのですが、今回の補正予算に修繕料等を計上されていないようですが、その理由 を説明していただければと思います。

指導課長 各校のホームページを更新するパソコンについてですが、ホームページを作成するソフトを購入しています。 詳しい状況につきましては確認いたします。

清水委員 ホームページの更新を随時していただけると良いと思いますので、各校への指導等をお願いします。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第23号に対する討論を行います。 (「討論なし。」との声)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第23号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との声)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第23号は原案どおり可決されました。日程第5、協議事項1、平成26年度一般会 計教育費予算の編成について、を議題とします。教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 協議事項1,平成26年度一般会計教育費予算の編成について、ご説明を申し上げます。平成26年度一般会 計教育費予算を編成する必要があるため、協議をお願いするものです。

詳細につきましては、坂内教育部長に説明させます。

教育部長 説明いたします。平成26年度瑞穂町一般会計予算編成方針が11月1日に示されました。その中で、予算編成に向けた教育費に関係する基本的視点、重点事業について申し上げます。

恐れ入りますが、資料の3ページをご覧ください。ゴシック体の箇所が教育に関わる項目です。

「Ⅲ豊かなこころを育むまち」では、(1)児童・生徒の学力の向上と豊かな心の育成のため、教職員の指導力向上に努めること。また、外部評価等による評価の充実を図りながら、各学校の取り組むべき課題を明確化し、教育課程編成に活用すること。(2)学習サポーターの適正配置及び教員との連携を強化し、授業を効率的・効果的に進め、児童・生徒の学力向上を図ること。また、学力調査、漢字検定等の実施にあたっては、これまでの効果を検証しながら今後の方向性を検討すること。(3)教育相談事業及び特別支援教育の充実を図ること。また、「全校への特別支援教室設置」については、継続的な準備を進めること。(4)既に芝生化された小学校3校の校庭について、住民参加型の管理をさらに進めること。また、瑞穂中学校の校庭芝生化に着手するとともに、他校

についても同様に計画的な事業実施を検討すること。(5)第二中学校の除湿温度保持機能復旧事業について、国庫補助金を活用しながら、工事を実施すること。また、水道管直結化事業等、安全で快適な学習環境の整備に努めること。

「W一人ひとりが生涯輝けるまち」では,(1)新たな郷土資料館の平成26年秋の開館に向け,施設整備及びその運営方法について,円滑に事業を推進すること。(2)スポーツ・レクリエーション振興計画について,東京都計画との整合性を確保しながら,計画の改訂に取り組むこと。(3)図書館利用者の利便性の向上を図るとともに,郷土資料館の移転をふまえ,施設のあり方を検証すること。

「VI人がつながる温かいまち」では、(3) モーガンヒル市の中学生の受入事業を実施し、姉妹都市交流の一層の推進を図ること。

「WII地球を守る環境にやさしいまち」では、(3)公共施設における省エネルギーや節電対策を強化すること。 以上が教育関係の基本的視点であり、この重点事業について予算編成に取り組んでいくことになります。

以上で説明とさせていただきます。

森田委員長 清水委員

以上で説明が終わりました。これより協議いたします。ご意見またはご質問はございませんでしょうか。

前回の会議で取り上げてほしい事を3点あげましたが、学力テストについてお聞きしたい。まず、第1点に学力テストは何種類あるのか。それに関連してこの前の「みずほの教育」に学力調査の結果と学力向上に向けての取り組みというのはそのどれを指しているのかということ。第2点は平成25年度の全国学力調査が文部科学省からすでに発表されておりますが、それによりますと教科に関する調査、知識に関するA調査、それから活用に関するB調査、それから質問紙として子どもに対する調査、学校に対する調査ということで、ここに調査表をダウンロードしてきたものがここにあります。子どもに対する調査ということで、朝食を食べてきたかとか、それから学校に対する調査、もう1つは保護者に対するアンケート調査ということできめ細かい調査となっています。

この全国学力調査を瑞穂町では全て実施したのか。そして全て実施されたのならば、どのような分析がなされたのか。その結果として、瑞穂の学力向上のカギはどこにあるのかという結論に達しているのかどうか。分析結果が分かっているのなら教えていただきたい。それからその中で、第3点ということで、これまでの効果を検証し今後の方向性を検討するとありますが、もし何種類かの調査をやっていて、効果がないということであればやめるということも考えられるのか。それに関連して何をもって効果があるとするのか、その点について教えていただきたい。

指導課長

まず、1点目でございますが、現在瑞穂町では国、東京都、それから町独自の3種類の学力調査を実施してい ます。2点目になります。学力調査の結果につきましては、当然、教育委員会で分析していますし、また各学校 でも分析しています。現在の教育委員会の分析結果といいますか考えとしましては、1点目は学力がなかなか伸 びていかないのは、授業改善の遅れがあると考えられます。2点目は学習意欲、あるいは目的意識の不足ではな いかと考えています。3点目は家庭学習がもう少し充実できればと考えています。4点目は地域の特性とか実情 とかいろいろな要素があって、学力が飛躍的に伸びていかない要因だと考えています。向上策ですけれども、一 番大きなところは、わかる授業、楽しい授業をするための教師の指導力の向上、授業力の向上だと思います。 2 点目は子どもたちがいかに学習に対して意欲を持って取り組むか、あるいは目的意識を持って取り組むかという ことを学校で考えていかなければいけません。そのためには当然、授業改善が必要になりますし、キャリア教育 で小学校・中学校を通して子どもたちに将来の自分を描かせる、イメージさせる。そのためにどういった勉強を すればよいかということを学校全体で考えていく必要があると考えています。そのためにも教育委員会はキャリ ア教育についても考えていかなければと思っています。また、そのほか保護者との連携、地域との連携、特に家 庭学習の充実というところも課題なのかなと思っています。学校によりましては、学年とか学校で宿題を統一し て出しているところもありますし、宿題を全て毎日チェックしているところもあります。教育委員会ではそうい うところを支援していこうと思っています。

3点目になります。なにをもって効果とするかは、大変難しいと思います。ついつい私たちは学力テストの点数だけを見て、学力が上がったとか、なかなか上がらないとか判断しがちです。確かに学力テストの点数というのは、学力を見る1つの目安だと思いますが、それだけではないと考えています。私たちは学力というのは、学力テストの点数に表されるような教科の到達度が1つ、あともう1つは、子どもたちがいかに学習に積極的に学んでいくか、いろいろな言葉がありますが、最近では学びの基礎力という言葉があります。学習意欲を持つ、目的意識を持つ、あるいは学習をするために自分の心を律する。ということで、心の成長も必要なのかなと思っています。学力というのは教科の到達度と心の成長の二面性で、これからは考えていこうと思っています。そのために来年度の施策に関しましては、今、1つ1つ検証しておりますので、その中で、ぜひ必要なものは継続していきますし、これは今まで実施してきましたが、あまり効果がないなと思われるものは、思い切って廃止したりしたいと考えていますし、新規のものでぜひやってみたいと思うものがあれば進めていきます。そういう中でこういうものはどうかなど具体的なアドバイスがございましたら、教えていただければと思います。

- 清水委員 今の第1点の質問についてですけれども、3つやっておられて、3つ全ての分析がなされているということで よいのでしょうか。
- 指導課長 国と都に関しましては、それぞれ国と都から分析結果が届きます。それをふまえまして、教育委員会も学校も 分析をしています。それを生かしたうえで、あと瑞穂町の学力調査を独自にしていますので、それら全てを生か したうえで、各学校で学力向上計画を作成し、それぞれ具体的に自分の学校にあった施策は何かということで進めています。
- 清水委員 2番目の質問にご回答いただいてないので、この全部の種類を国の学力テストでは、瑞穂町は全部したのでしょうか。

指導課長 実施しております。

清水委員 これも含めて、12月か何かに文部科学省が分析をするということが書かれておりますが、それはもう瑞穂町 にもその結果を送ってくるという形になるのでしょうか。

指導課長はい。

清水委員 わかりました。非常にですね、学力ということを多面的に、私、何回も申し上げておりますが、見える学力、 見えない学力ということまで含めて、学力と考えているということで、私自身は大変よい視点で学力を考えてい ただいていられるんだなと、大変うれしく思います。

豊かなこころを育むまちという大きなテーマがあって、これが瑞穂の子どもたちをよくする要かなと考えています。教育長を始めいろんな方が教育委員会で力を入れているのが、一言で言えば学力向上ということ。もちろん学力というのは幅が広いのもので、今、先生からご説明があったとおりだと思うんですけれども、もう一歩切り込んで、踏み込んでいかないと毎年同じようなところで同じような歩みで止まってしまう。もう一歩踏み込んで、何か目に見えるものをやったらどうかという気がある。今、総合的にお話をいただいたとおり、確かに分析したとおり、授業力だと、その次が子どもの学習意欲、やる気、目的意識。それを支えるのものとして、家庭があり地域があるんだと、本当にそのとおりで、学校が始まってからずーっと言われていることじゃないかなと思います。それを改善していくのにどうするか、授業力のアップ、教員の指導力のアップということで止まってしまっている。そのためにどうしたらいいか、目的意識を子どもに持たせたり、やる気を持たせたり、やってわかったうれしいという自信・感動といったものを与える授業をするんだと、それが大事というところで止まってしまっているんですよ。それをさらにもう一歩踏み込むにはどうしたらいいの、そういう部分をやるためにはどうしたらいいの、と言ったら1つしかないんですよ。いつもこちらでお話しているように、授業を充実させるしか、研究授業をしっかりやる以外ないと思うんです。校内研究をしっかりやらなくちゃいけない、45分の授業をどう

やって質を高めるのか、その一言につきると思うんです。そのためには事前によく研究して、ねりにねって、よ い指導案を作るということだと思うんです。指導案を見れば、この人はどの程度の授業をするのか一目でわかり ますよね。そういうものをよく検討して、いろいろな人が力を出し合って、よい45分のプログラムを作れば、 子どもがやる気を出すし、授業が子どもの持っている可能性を引き出せて、自分たちが主体的に授業に取り組ん でいて、やった、わかった、ということが明らかにわかることなんですよ。これはもうず一っと研究されている ことなんです。ですから、実情を見ると例えば校内研修も学力と言ったら国語と算数を中心にやっていかないと だめなんです。だから、今度やる三小も五小も国語が中心になってますので、伸びていくと思います。もちろん それ以外を悪く言うわけではないですよ。学力は総合的なものだから、ないがしろにするというわけではなく、 国語や算数や考える、思考する、漢字を覚える、英語を話せるようになる、もろもろの基礎学力です、それをい つもベースにおいて日々の授業をがんばっていく、そのほかに人権とか学級経営があるのならいいんだけれども、 体育の研究だからといって運動だけしていればいいよ、言語活動だからといって、子どもたちが充分おしゃべり していればそれでいいんだよ、と言っていたらちっとも学力はつかないので、あくまでもベースは教科の方へ向 いていって基礎学力を身につけるということが実際だと思うんです。そのために何回指導案を書いているのとい うあたりが、だんだん具体的になってくると思うんですよ。小教研を見ていても、今まで3回、他の市は6回やっ ているんです。立川にしても青梅にしても、他の市はみな、それが瑞穂は3回なんです。それがその3回が今年 は2回になってしまっているんですよ。だから、いかに指導案を書かないか、適当に過ごしてきてしまっている のが、目に見えて数値の面に現れてきてしまっている。そういうことを考えるとやっぱり一番の基本は授業、授 業の基本は指導案、どこをどう工夫したのか、わからない子がいたらどう個別指導をするのか、発表ができない 子にはどうやって発表させるのか、発表させる手立ては、「1なになに、2なになに」というものがないといくら 経ってもそこで終わって、研究授業が大事です。子どもの意欲を掻き立てることが大事というところで止まって

いたんでは、進歩しないと思うんです。だからもう一歩総合的なプロジェクトを作ってもいいし、なんとかもっと核心に迫るような、校内研修を充実させる、指導案をしっかりと書かせる、そういう方向に研究の視点をもっていかないと伸びていかないんだろうなといつも感じていたわけです。ですからその点についてもこういう場で発言させていただいている。これまでの効果を検証して、今後の方向性を検討すると書かれているので、もう一歩踏み込んでいただければなという要望です。

指導課長

しっかりと承りたいと思います。やはり教科の到達度を含めた学力を伸ばすというのは、一番は教員の指導力 だと思います。全国で学力テストが一番の秋田県と何が違うのかということで、この前新聞に掲載されていまし た。興味をもって読みましたけれども、やはり教員の授業がうまい、これが1つ。あと2点目は、子どもが自ら 学習する。例えば、土曜日、秋田県の子どもたちに午前中に何をしているのですか、というアンケートを取った ら、6割の子どもが家で勉強しています、もしくは本を読んでいます、というふうに答えているということでし た。そこが圧倒的に他県とは違う。そういった面では、やはり私たちもそういう取組、一番基本的な部分が大事 なんだなと充分に認識していくことと思います。瑞穂町はまだまだ国の平均や都の平均より下ですけれども、確 実に伸びています。数年前には10ポイント以上差がありましたけれども、ここ数年は1桁台になっています。 今年あたりは学校や教科によって平均点近くあるいは平均点を超えている教科もありますので、ただ、これは隔 年ですので多少の上下はあると思うんですけれども、確実に伸びています。その一番の原因は何かということを 考えていくと、やはり教員の指導力になります。その部分はこれからも様々な研究授業、あるいは校内研究、教 育アドバイザーなどいろいろなことをこちらでも考えながら教員の指導力を伸ばしていきたいと考えています。 また、校内研究につきましては、当然国語・算数が基本だと思います。ですから、その部分をはずさないように、 言語活動も根底は全て国語ですので、各学校によってテーマは違うかもしれませんが、その一番基本的な部分は 私たちもぶれていませんし、各学校もぶれないようにしていきます。こういったところは引き続き支援をしてい

きたいと思います。また、研究発表に関しましても、今年は各校ばらばらで行ってますけれども、来年からは2校、3校とこちらから指定をして、その研究発表日には全ての学校の先生がその発表を見に行く。あるいは地域や保護者にもっとアピールをして学校の研究を見てもらう、そういったことも考えていますので、様々な面でご提言いただければと思います。

教育部長

今,学校の話を指導課長からしましたので,教育委員会全体の中では,瑞穂町の公立学校教育研究会を独自に立ち上げております。ここで3年目になります。今までは西多摩で共同の研修会をやっておりましたが,やはり,瑞穂の子どもに即した学習とか,そのようなところで瑞穂の独自の先生方の教育という形でやっております。また,夏の研修のときにも教育委員の先生方から研修の内容,授業力のアップをする内容で進めてほしいなどのご意見をふまえて見直しを進めているところです。これからも教員の指導力向上を進めるため,教育委員会全体で取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

清水委員

五小の公開授業ですごいなと思ったのは、講演された、指導された先生、多田先生。これがまずすごい。それからこれを受けて五小の先生方がきちっとそれを受けて、それを子どもたちが受けた。この三位一体で授業が展開されていた。私が教育委員になって感動した1つになります。その感動が他の先生に理解できたかどうか、この間、研究会に出られた先生がどういう感想を持たれたかということをアンケート取っているのかどうか、ということです。もしあるならば感動を共有するというか、こういう学び方あるいは教え方をしなければいけない、とかそういうところを共有しなければ、いくらやっても上がらないと思うんです。6年生まで大変良い授業をしていたんですけれども、中でも3年生の分類の仕方と図書館のビフォア・アンド・アフターですか、私たちの図書館の改善提案ていう、写真を取ってもらったんですが、分類の仕方をどうやっているか、全部単語を先生が付箋紙にして、それを子どもたちが自分で好きに分類、これは色で分けましたよ、とか教室にあるもので分けましたよ、とか、分けるというのは分かるにつながるんです。これはもう哲学者が言っていることなんです。そんな

教育を3年生でやっているんです。しかも5年生は図書館の改善のために調査をやっているんです。何が問題な のか、アンケートがありますけれども、アンケート調査をやって現状分析をやっているんです。現状分析をやっ て問題点を析出して、じゃあ何が問題なの、どうすればいいの、というところまで出している。これはもう、行 政にいる人がまさにやらなければいけない、私、これが一番教育委員会に欠けていると思うんです。何が問題で きんちとそれを現状分析するということがなされていないと感じています。やっていることがばらばらと思うん です。ここまでやっていて先生方がどう感じているかということです。それからもう1つ、講師の先生がすごい と思い、残って30分位話したんです。今後の教育課程の核になることを、あの先生は文部科学省の中に入って いるわけですから、これからの教育課程の問題をすでに認知しているわけです。先取りしているわけです。こう いうところまでできる人を連れてきている。しかもそれに教員もならい、校長先生に電話したところ、1人の子 どもが発表会になる前に校長先生のところに来て、僕こういうの作ったんだ、ということで校長先生のところに 話に来た。でも、校長先生はこの日があるからその日まで待って、というぐらい子どもに感動を与えているんで す。それを教員が感動を共有できたのか、そうしなければ滝濹委員がおっしゃったようにいくら経っても進まな い。毎年同じことの繰り返し。ですから教員が何を感じたかどうか、感じなければ、次にどうすべきか、という ことに進んでこない。感知力がないのに実行力が出てくるわけがない。感知力がどの程度あるのか、ということ をどの程度把握されているのか、ということを今後進めてもらいたい。私の感想ということで話をさせてもらい ました。

戸田委員

1点だけ要望ということで、豊かなこころを育むまち、というところの1番のところで、学力の向上と豊かな 心の育成という説明があって、意欲を持ってこれからの課題に子どもたちが取り組む姿勢に若干欠けていて、そ こを良くするために取り組みたいという説明だったと思うんですけれども、今年度青少年の主張の審査員をやら せてもらって、原稿の中で中学生がなぜ勉強するんだろう、ということを考えてみた、というのがあったんです ね。なので、確かに先生たちの指導力を上げて学力を上げることも大切だと思うんですけれでも、子どもたちの何のために勉強するのか、というそういう気持ちがわかっていて、初めて取り組むということができるのでは、とその作文を読んで感じました。だから、小学校、中学校それぞれにおいて考え方、捉え方が違ってくると思うんですけれども、ぜひ来年度は子どもたちが何のためにこれをやるんだろう、ということを考える機会を年齢に合わせてできるようなカリキュラムを少し考えていただければと思うんです。ある市立小学校の校長先生が話されている記事が載っていたんですけれども、今は便利な時代で何でも好きなものが手に入る時代で、苦労することとか忍耐することとか、やってもらって当たり前、という部分で本来の学校の教育というのはもっと子どもに苦労させて我慢させて、つらい思いをさせた中で、その中で自分自身にとって意味のあることだ、ということを分からせしめるということが教育の中で一番大切なことだという記事がありました。そういう部分が先ほどおっしゃった心の成長につながってくるところになるのかなと思ったので、ぜひ指導力と合わせて子どもたちにそういうところも育てる配慮もしていただければという要望ということでお願いいたします。

森田委員長

私から2つ。先ほどからの学習サポーターと学力向上の関係でお話が出ていますけれども、今年度3年生まで全部配置されていますけれども、来年度もおそらく同じ配置になるのかな、という感じがしています。それからここで教員との連携強化ということがあえてありますが、昨年もこのような形があったと思うんです。先ほど秋田県の話がありましたが、秋田県だって当時は最下位の方で低迷していた時があったわけですけれども、瑞穂町の特徴としてですね、学習サポーターを配置して、早い段階から学力向上を目ざすということが目的で導入されていると思うんですが、学校訪問をしますと、どうしても教員との連携というのが、はたしてベストなのかな、というところ首をかしげながら見てですね、そういうところを来年度に向けて強化というのはどのようなことを考えているのか、というのが1点です。

それからここには載っていないんですが、歳入の部分で、教育委員会の社会教育施設で町民と直結する施設を

抱えています。毎年質問させてもらっていますが、受益者負担の関係については、来年度の方向性というのはど うなんでしょうか。

指導課長

まず、学習サポーターの件ですが、来年度も同様に全学校の1年生から3年生に配置予定です。学習サポーター を配置したことによりまして、1つめに学習規律がきちんとされるようになってきました。子どもたちが授業に 対して前向きに取り組めるようになっています。また、ここ1、2年ですけれども、特に今年度あたりは、今ま では学習規律を作らせることに精いっぱいだったんですけれども、今年あたりからは、かなり個々のきめ細やか な指導ができるようになっています。ですからこの部分を来年はぜひ伸ばしていきたいと考えています。そのた めの手立てなんですけれども、来年度は教育委員会主催の学習サポーターの研修会というものを年に数回実施し ようと思っています。学習サポーターの役割あるいはこういったことをしてほしいということを教育委員会とし て、きちんと学習サポーターに統一した形で研修していきたいと思っています。また、できれば各担任の先生方 とは、打合せする時間をとれるように、予算的な問題もありますが、検討課題として進めているところです。

また、先生方ですけれども、来年度学力向上推進委員会という新しい委員会を立ち上げ、その中でこの学習の 在り方等、学校としてどう学習サポーターを活用していくか、あるいは先ほどの学力テストの分析、こういった ものを推進委員会を中心に教育委員会も中に入って学校全体で進めていければなと考えています。

社会教育課長 社会教育施設の受益者負担の関係でございますが、今、社会教育施設だけではなく町全体でですね、コミュニ ティセンターとかそういった公共施設も含めて、町部局と施設の有料化について検討をしているところです。こ の中で原則、有料の施設を減免という形で利用していただいているという形を取っておりますが、ここについて 今調整をしている段階というところです。

森田委員長 1点目の学習サポーターについてですけれども、大変大きな予算を費やしてやってる中で、来年度は研修とか 指導をするということで、ありがとうございました。

森田委員長 ほかにないようですので、協議を終結いたします。それではお諮りいたします。協議事項1については原案ど おり承認することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との声)

森田委員長 異議なしと認め、協議事項1については原案どおり承認しました。以上をもちまして、本定例会に付議された 案件は、すべて終了いたしました。これにて平成25年瑞穂町教育委員会第11回定例会を閉会いたします。ご 苦労様でした。

閉会 午前11時20分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員